

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項について

(平成 13 年 8 月 1 日 例規第 50 号 神刑総発第 426 号 神生総発
第 803 号 神公一発第 251 号)

最終改正 平成 22 年 7 月 27 日 例規第 29 号 神組発第 21 号

この通達は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成 11 年法律第 137 号)及び通信傍受規則(平成 12 年国家公安委員会規則第 13 号)の運用に当たっての留意事項を定めたものである。

主な内容は、

- 捜査主任官等
- 傍受令状の請求等
- 最小化等に関する指示
- 傍受の実施
- 原記録媒体の封印の具体的方法等
- 事後手続
- 通信記録物等の管理
- その他

等である。